

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県君津市笹1266番地
氏 名 千葉オイレッシュ株式会社
代表取締役 野村 拓也

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可年月日 令和6年6月3日

許可の有効年月日 令和13年4月24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

混合、混合・油水分離及び中和による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混合による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥（廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）、

(イ) 廃油（混合処理により再生利用可能なものに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 混合・油水分離による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥（廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）、

(イ) 廃油（油水分離により再生利用可能なものに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 中和による中間処理に係るもの

(ア) 廃酸、(イ) 廃アルカリ

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2、3及び4のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の飛散・流出及び著しい臭気の発生が生じないように作業を行うとともに、保管施設及び処理施設等の維持管理を徹底することにより、敷地境界において、臭気指数を1.3以下とすること。

(2) 産業廃棄物の処理に当たっては、許可申請書に添付された千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

- 4 許可の更新又は変更の状況
昭和56年12月12日 新規許可
令和6年6月3日 更新許可(優良認定)
- 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無
(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-84号)・混合施設		廃油 14.0 m ³ /日 (平成14年7月22日)	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部、 1255番1の一部、 1256番1
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-85号)・混合施設		廃油 12.0 m ³ /日 (平成14年7月22日)	1	
廃油の油水分離施設・混合施設		廃油 3.6 m ³ /日 (昭和56年12月12日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-353号)・混合施設		廃油 30 m ³ /日 (平成21年8月10日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-354号)・混合施設		廃油 20 m ³ /日 (平成21年8月10日)	1	
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (令和5年7月7日、 第2023-1-525号)		廃油 19.5 m ³ /日 (19.5 m ³ ×1回×1基：8時間稼働) (令和5年8月7日)	1	
混合施設		廃油、汚泥 19.5 m ³ /日 (19.5 m ³ ×1回×1基：8時間稼働) (令和5年8月7日)		
中和施設		廃酸・廃アルカリ 10.0 m ³ /日 (平成15年12月16日)	1	
付 帯 施 設	凝集反応槽	3.6 m ³ /日	1	
	凝集沈殿槽	12.0 m ³ /日	2	
	脱色反応槽	4.0 m ³ /日	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油受入貯槽	15 m ³	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部 1255番1の一部、 1256番1
	30 m ³	3	
	20 m ³	1	
	15 m ³	1	
	10 m ³	1	
汚泥及び廃油受入施設	94 m ² 19 m ³	1	
	83 m ² 19 m ³	1	
	149 m ² 76 m ³	1	
	9.0 m ² 8.8 m ³	1	
	63 m ² 58 m ³	1	
	52 m ² 50 m ³	1	
	52 m ² 50 m ³	1	
	37 m ² 34 m ³	1	
50 m ² 22 m ³	1		

(以下余白)



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃酸保管施設	3.7 m ² 1.8 m ³	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部 1255番1の一部、 1256番1
廃アルカリ保管施設	3.7 m ² 1.8 m ³	1	
廃酸受入貯槽	10 m ³	1	
廃アルカリ受入貯槽	10 m ³	1	
混合油及び再生油受入貯槽	15 m ³	1	
処理後残さ物保管施設	10 m ³	1	
処理後物(混合燃料) 保管施設	7.6 m ² 7.0 m ³	1	
中和処理後残さ物保管施設	4.5 m ² 4.0 m ³	1	
混合燃料受入貯槽	31 m ² 19 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合施設	廃油、汚泥 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基：8時間稼働) (令和3年5月26日)	1	千葉県長生郡 長柄町長柄山 字美佐子台 1162番44、 1162番153
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (譲受許可： 平成26年6月25日、 第26-3-414号)	廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基：11時間稼働) (平成23年7月8日)	1	
混合施設	廃油、汚泥 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基：11時間稼働) (平成23年7月8日)		
廃油受入貯槽	15 m ³	1	
廃油受入貯槽	30 m ³	1	
汚泥及び廃油の保管施設	61 m ² 88 m ³	1	
	128 m ² 204 m ³	1	
	16.7 m ² 8 m ³	1	
中和施設	廃酸、廃アルカリ 15 m ³ /日 (3 m ³ ×5回：8時間稼働) (平成29年6月13日)	1	
廃酸保管施設	9.2 m ² 9.2 m ³	1	
廃アルカリ保管施設	9.2 m ² 9.2 m ³	1	
処理後残さ物保管施設	31 m ² 29 m ³	1	

(以下余白)